

# 運用開始に向けた課題等について

※中間取りまとめ資料から赤字のとおり修正

- 地方税統一QRコードには、「納期限」とは別に、納期限経過後も同コードを活用した収納を可能とする期限として、「支払期限」を格納することとしている。eLTAX操作による納税やスマホ納税において、当該期限後は、収納を受け付けない(納付エラー)とする想定。
- 他方、金融機関窓口納付については、次の事情もあることから、「支払期限」後であっても、地方税統一QRコードから読み取った情報をeLTAX経由で地方団体に送付する。
  - ・ 金融機関によっては、窓口ではなく後方の事務センター等でQRコードの読取りを行うが、その場合、収納受付後に支払期限超過後であることが判明する。支払期限後であることをもって、紙の納入済通知書の回付など、別行程で作業することは金融機関・地方団体双方にとって合理的でない。
  - ・ 特に、当該収納案件が指定金融機関先、収納代理金融機関先以外の地方団体に係る収納金であった場合、普段取扱いのない郵送先や送金先に送付・送金することが必要となり、特に負担が大きい。
- 地方団体において、金融機関から伝送されるデータから課税案件の特定が困難な場合(一定期間経過後の納付書等を想定)には、地方団体は**原則、地方税共同機構を通じて**、金融機関に対し、速やかに問合せを行う。金融機関は、P.2により保管する証拠書類等をもとに納税義務者名等を回答するなど、地方団体に協力する。
- 地方団体は、収納受付金融機関が一括伝送フォーマットに従い送信する「収納日」(納税者が金融機関に支払った日)をもとに延滞金の計算を行い、当該延滞金に係る納付書を別途発行する。